

高松市監査委員告示第13号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

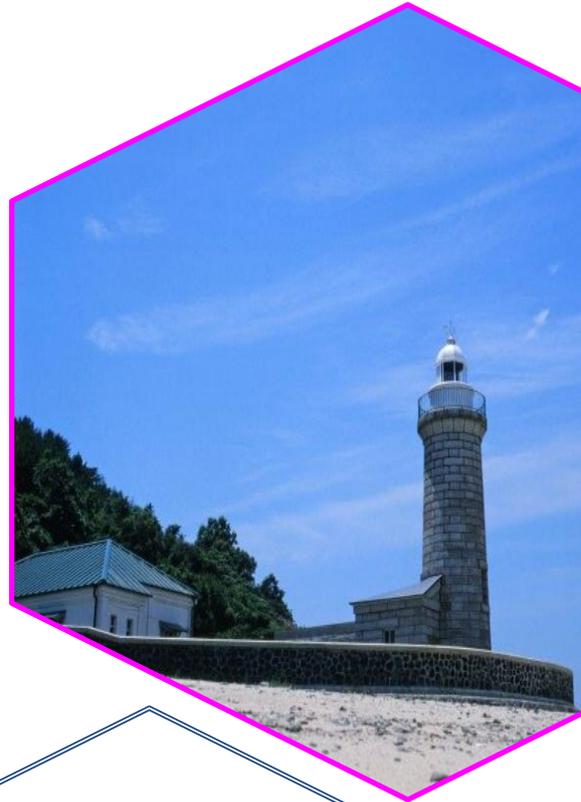
令和元年9月30日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	鍋	嶋	明	人
同	大	山	高	子
同	坂	下	且	人

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(令和元年9月30日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

R元.9.30

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	指摘	特命随意契約の公表について【駐車場事業特別事業会計】	P173	都市整備局	交通政策課	R元.9.4
2	意見	市の決算の数値と担当課の明細の照合について【駐車場事業特別事業会計】	P173			
3	意見	駐車場管理の指定管理者の選定について【駐車場事業特別事業会計】	P173			
4	意見	その他の委託料の業者選定について【駐車場事業特別事業会計】	P174			
5	意見	指定管理者の実施した業務についての市の管理状況について【駐車場事業特別事業会計】	P174			
6	意見	回数券、プリペイドカード、定期券の受払管理について【駐車場事業特別事業会計】	P174			

監査実施年度 平成30年度

監査テーマ 教育及び子育てに関する財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
7	意見	生活保護法教育扶助費の受払簿の作成・保管について	P161	教育局	学校教育課	R元.9.5

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	特命随意契約の公表について【駐車場事業特別事業会計】	
指 摘 の 内 容	<p>特命随意契約については、「高松市特命随意契約公表要領」により、随意契約の理由等を公表する必要がある。サンプルで抽出した平成28年度の随意契約の3件の内、2件については公表されていたが、1件「管制機器一式更新業務 48,600千円」については、公表されていなかった。公表の手続きが漏れており、平成29年11月の時点で、早急に公表するとのことであった。</p>	
報告書該当 ページ	P173	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年9月4日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件指摘事項については、監査期間中に指摘を受け、直ちに対応を行い、平成29年12月15日付けで特命随意契約（1件 瓦町駅地下駐車場管制機器一式更新業務委託）の理由等を、本市ホームページで公表した。なお、現在は適正に事務を処理している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	市の決算の数値と担当課の明細の照合について【駐車場事業特別事業会計】	
意見の内容	<p>平成26年度決算に関して、歳入の「使用料及び手数料」と「繰入金」について、高松市の決算と都市計画課の明細が不一致であった。</p> <p>後日、都市計画課より、当課の明細の方が間違っている旨回答を受けたが、この明細は毎月の使用料及び手数料の集計であり、決算数値の方が正しいければ、使用料及び手数料の入金が確認できていない可能性がある。決算の際に詳細に調査しておく必要があった。</p>	
報告書該当 ページ	P173	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年9月4日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、毎月収納する使用料及び手数料について、指定管理者から提出される報告書及び財務システム上の調定書並びに担当課で管理する明細書を確認書により突合することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	駐車場管理の指定管理者の選定について【駐車場事業特別事業会計】	
意見の内容	<p>サンポート高松の香川県の施設13件と高松市の施設4件については、県において、一括して1つの契約として指定管理者を公募している。サンポート高松高松市営駐車場は、この中に含まれており、香川県と共同で地下駐車場を運営している。</p> <p>県において、業者選定を実施しているが、1団体しか応募がなく、収容台数当たりの管理委託料などから判断すると、競争原理が働いていないように見受けられる。1団体しか応募がないのは、多くの施設を一括して指定管理者を公募しているため、対応できる業者が限られてしまうことが要因ではないかと考えられる。このため、例えば、駐車場を別にして公募するなど、複数の業者が応募しやすいように検討することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P173	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年9月4日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、事務を所管する香川県と、他の施設と分離した公募の適否等を協議したところ、高松シンボルタワーの防災センターとの関係や施設の構造上、防犯防災の関係及び業務の重複や漏れを避ける上で問題が多く、駐車場を分離して発注することは、施設の管理上現実的でなく、また経費の削減を図る観点からも現行どおりとすることとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	その他の委託料の業者選定について【駐車場事業特別事業会計】	
意見の内容	<p>回数券作成業務や管制機器一式更新業務の業者選定について、それぞれ1者随意契約となっていた。回数券作成業務は設置された精算機と同じ業者のものでないと使えないため、1者のみを見積業者として決定していた。管制機器一式更新業務についても5つの駐車場で共通サービス券、共通ポイントシステムを導入しているため、互換性を持つ他メーカーの機器はなく、1者のみを見積業者として選定していた。業者選定については1者随意契約とならないような仕組みに変更すべきである。</p> <p>なお、市があらかじめ決定しておく「予定金額」も、同じ見積業者から取得したものであり、競争原理が働いているとは言い難い。「予定金額」の決定においては、回数券であれば他の業者の磁気カードの単価を調べたり、管制機器については他のメーカーの価格を調査するなどして予定金額を決定し、1者随意契約の価額の妥当性を検討することが必要と考える。</p>	
報告書該当 ページ	P174	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年9月4日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、管制機器や共通サービス券の共通仕様化は、各機器間に互換性がないため、現実的でなく、駐車場施設の抜本的な改修時における管制機器更新業務の公募以外は一者随意契約とならざるを得ない。</p> <p>一方、今後の抜本的な改修時における管制機器更新に向け、適正な予定金額の設定に基づく請負金額での受託となるよう市場調査を行った。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	指定管理者の実施した業務についての市の管理状況について【駐車場事業特別事業会計】	
意見の内容	<p>指定管理者から報告された「駐車場管理月報」について、市は、指定管理者から入手した金融機関への「払込書兼領収書」金額との合致は確かめているものの、精算機のデータとの合致を確かめていない。このため、精算機の金額を抜き取るなどの不正があっても発見できない状況である。市は、実際に現金の回収現場に立会し、適切に収入金が集められ、精算機のデータとチェックされ、市に払い込みされているか、確認することが必要である。この結果に応じて、その後は定期的に管理状況を確認することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P174	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年9月4日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、令和元年度から、事前告知を行わず不定期に、精算機出力データと収納金払込書を突合することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	回数券、プリペイドカード、定期券の受払管理について【駐車場事業特別事業会計】	
意見の内容	<p>サンプルで100枚8,000円の回数券の9月払出分について、「駐車場管理月報」の同回数券の販売収入と照合したところ、払出が246セット1,968,000円分に対し月報の収入金は1,992,000円で、収入金の方が24,000円多かった。おそらく、収入金の締めが午前6時ごろであり、回数券の現物をカウントした後で販売されたものではないかと思われるが、回数券の横流し等により、収入金額と合わないこともある。回数券の受払表を入手するだけでなく、不定期に現場に行って回数券等の現物と照合することが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P174	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年9月4日
所管課等	都市整備局 交通政策課
措置結果	<p>本件意見については、令和元年度から、事前告知を行わず不定期に、受払表と回数券等の現物の突合確認を実施することとした。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成30年度／教育及び子育てに関する財務事務の 執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	生活保護法教育扶助費の受払簿の作成・保管について	
意見の内容	<p>監査人が木太小学校で監査を行った際に、平成29年度の生活保護法教育扶助費の受払簿が見受けられなかった。就学援助費（準要保護）、生活保護法教育扶助費、特別支援教育奨励費の3種類のお金を一つの口座で管理していることから、受払簿がなかった場合、もし年度末に繰越金が生じた場合にどの費目のお金かの判別がつかなくなるおそれがある。平成29年度末はどの費目も残高ゼロとのことであり、混乱は生じていないものの、生活保護法教育扶助費の受払簿の作成、管理職の確認及び保管を行うことが望まれる。</p>	
報告書該当 ページ	P161	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho300219.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和元年9月5日
所管課等	教育局 学校教育課
措置結果	<p>本件意見については、生活保護法教育扶助費の取扱いにおいて、令和元年8月19日付けで高松市福祉事務所生活福祉課を通じて、各小・中学校長へ適正な管理を行うよう通知し、受払簿の作成と管理職の確認及び保管を行うよう促した。</p>